

別紙 3

オーエスキー病ワクチン接種推進書

家畜所有者 へ

1 ワクチン接種推進期間

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

2 ワクチン接種推進農場名及び所在地

農場名

所在地

3 ワクチンを購入する場合には、獣医師から指示書（薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第49条第1項の獣医師の指示のあったこと及びその内容を明らかにした文書をいう。以下「指示書」という。）の交付を受け、当該接種推進書を提示し、指示書及びオーエスキー病接種確認書を動物用医薬品販売業者に提示すること。

4 ワクチンを接種した場合には、獣医師とともに指示の対象となった頭数とワクチン接種実績が相違ないことを確認した上で、指示書の写し並びに当該接種推進書を受けた者及び指示を行った獣医師が記名押印又は署名した接種済確認書を都道府県防疫協議会等へ提出すること。

5 その他必要事項

平成 年 月 日

都道府県防疫協議会 代表

印